ケアラー総合支援事業 (ケアラー月間における啓発事業) 業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

ケアラー総合支援事業(ケアラー月間における啓発事業)業務委託

2. 事業の目的

11月のケアラー月間において、ケアラーという言葉や定義の理解のほか、一言でケア ラーといっても多種多様な状況や想いがあることについて理解を深める啓発を行う。

3. 予算額

上限額: 4, 600, 000円 (消費税及び地方消費税額込み) 各種謝礼や業務内容に基づくすべての経費を含む。

4. 事業内容

- (1) キャッチコピーの作成
 - ・ケアラーの多様性や全てのケアラーに寄り添いが必要だという趣旨が伝えるわかりやすいキャッチコピーを作り、後述の講演会や動画、ポスター等で統一的な発信をしていく。
- (2) 著名人による講演会等の開催
 - (ア) 目的

ケアラーの普及啓発のため、ケアラー経験のある著名人による講演会やシンポジウム、パネルディスカッション等の講演を実施する。

(イ) 開催日時、開催場所

令和4年11月5日(土)、令和4年11月21日(月)、令和4年11月26日(土)、 令和4年11月30日(水)のいずれか一日

(ウ) 開催場所

埼玉県県民健康センター 大ホール

(令和4年11月21日(月)、令和4年11月30日(水))

彩の国すこやかプラザ セミナーホール

(和4年11月5日(十)、令和4年11月26日(十))

※会場は県で用意し、会場の費用は別途県の負担とする。

(工) 内容

- ・講師自身の経験談を元に、ケアラーの多様性やすべてのケアラーに寄り添いが必要だという趣旨が伝わる内容とする。
- ・内容については、県と協議の上、決定する。

- ・新型コロナウィルス感染症の状況に応じて、会場での実施から動画配信等に切り 替える等の対応も想定する。
- (オ) アンケート調査の実施
 - ・来場者に対し、アンケート調査を実施する。
 - ・アンケートの内容については、県と調整の上、決定する。
- (3) 著名人によるメッセージ動画の作成
 - (ア) 目的

ケアラーの普及啓発のため、ケアラー経験のある著名人によるメッセージ動画を 作成する。

(イ) 内容

- ・ケアラーの多様性やすべてのケアラーに寄り添いが必要だという趣旨が伝わる メッセージ内容とする。
- ・(2)を行う著名人によるものとする。
- 動画は30秒とする。
- ・協力企業や市町村へ配布し、各々のデジタルサイネージなどで放映することを前提とした仕様とする(画面比:16:9、ファイル形式:MP4等)
- ・メッセージの内容については、県と協議の上、決定する。
- ・9月末頃までには電子データを県へ納品すること。
- (4) ケアラー月間パネル展の開催
 - (ア) 目的

ケアラー・ヤングケアラーの体験談等をパネルの展示やメッセージ動画の放映、 各種啓発物の配布を通じ、啓発を行う。

(イ) 開催日時

令和4年11月3日(木)~令和4年11月9日(水)

(ウ) 開催場所

武蔵野銀行本店 M's スクエアとする。

※会場は県で用意し、会場の費用は別途県の負担とする。

- (エ) コンテンツ
 - a. ケアラーの経験談等のパネルの作成
 - ・ケアラーにケアの経験談を取材し、取材内容についてパネルにして展示する。
 - ・掲載する際は、ケアラー本人の当時の状況を理解しやすくするため、家族構成などについて、図表等を用いて表現する。
 - ・地域包括ケアマンガ、啓発リーフレット、ヤングケアラーハンドブック、実態 調査の結果等、既存の県の啓発資料についてもパネルにして展示する。
 - ・パネルについては、B1サイズとし、10~15枚程度とする。
 - ・内容については、県と協議の上、決定する。

- ・パネルのデータについては、県HPにも掲載をする
- c. メッセージ動画の放映
 - ・4(3)で作成したものをプロジェクター等で放映する。
- d. 県の既存のコンテンツの展示
 - ・地域包括ケアマンガ、啓発リーフレット、ヤングケアラーハンドブック等を配架する。
 - ・その他、県の既存の啓発物について、県と調整の上、配架する。
- f. アンケート調査の実施
 - ・来場者に対し、アンケート調査を実施する。
 - ・アンケートの内容については、県と調整の上、決定する。

(才) 会場設営

- ・パネル展の実施にあたって、パネルの搬入、設置、撤去及び搬出を行う。
- ・設営は11/2(水)の午後に行い、撤去は11/9(水)の午後に行う。
- ・なお、開催期間中の警備やアンケート調査等の会場の運営については、県が行う。

(3) 広報

「ケアラー月間」の広報手段はチラシ等の紙媒体による広報手段と WEB やSNS、youtube 等を活用した広告手段を用いる。

- (ア) 紙媒体(チラシ、ポスター)の作成について
 - ・「著名人による講演会等」及び「ケアラー月間パネル展」の告知用とし、一般県 民の集客を図ることが出来るデザインのチラシを作成すること。
 - ・デザインについては、県と協議の上、決定する。
 - ・チラシのサイズは A4、ポスターは B2 とする。
 - ・部数については、チラシ7000部、ポスター700部とする。
 - ・9月末頃までには県へ納品する。
- (イ) WEB やSNS等を利用した広告
 - ・SNS広告については埼玉県の公式ツイッターや youtube 等を用いて県が広報する。
 - ・広告の内容、時期、回数については、契約後、県と協議の上、決定する。
 - ・WEB 媒体を用いた広報を行うこと。
 - ・広告の内容、時期については、契約後、県と協議の上、決定する。

(4) 実績報告

(ア) 著名人による講演会等について

開催終了後、会場への来場者数、オンライン配信の PV 数やアンケート結果等の開催状況の記録、報告書を提出する.

(イ) ケアラー月間パネルについて

開催終了後、来場者数やアンケートの結果等の開催状況の記録、報告書を提出する。

(5) 履行期間

契約締結日から令和4年12月31日まで

5. その他留意事項

(1) 作業条件

- ・業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りつつ進めること。
- 本県職員と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備すること。

(2) 災害時対応

・災害時の対応災害発生時など緊急時における安全対策等を企画すること。

(3) 委託者への損害賠償

・受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害 を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

・受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に 損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 著作権の取扱い

・受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(6) 第三者が権利を有する著作物

・納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(7)人物画像の取扱い

・本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の 修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合 は、受託者においてその責めを負うこと。

(8) 定めのない事項等

・本仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定 めるものとする。